

環境保全につながる営農活動に取り組みたい という皆様を支援します

■環境保全型農業直接支払交付金事業（国事業）

（1）対象者（申請者）

①複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織

※同一団体内に、環境直払の対象活動に取り組む農業者が2名以上いること、代表者、規約を定め、組織の口座の開設が必要です。

②単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、市町村が特に認める場合に対象となります。

（2）支援対象となる農業者の要件

①主作物（5割低減栽培を行っていること）について、販売を目的として生産していること。

②持続可能な農業生産に係る取組を実施していること

※GAP指導員等による指導・研修または農林水産省が提供するオンライン研修を受講し、「環境負荷低減のチェックシート」に定められた取組の実施とチェックシートの提出が実施条件。

③環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組んでいること

④（3）にある主な支援対象となる取組を実施すること

（3）主な支援対象となる取組と10a当たりの支援単価

①有機農業 14,000円/10a（そば等雑穀、飼料作物以外）

- ・化学農薬・化学合成農薬を使用せず、国際水準の有機農業を実施する取組
- ・このうち、炭素貯留効果の高い有機を実施する場合に限り、2,000円を加算。
- ・そば等雑穀・飼料作物の場合：3,000円/10a

②化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減＋緑肥の施用：6,000円/10a

- （1）カバークロップ：主作物の栽培期間のいずれかにカバークロップ（緑肥）を作付けする取組
- （2）リビングマルチ：主作物の畝間に緑肥を作付する取組
- （3）草生栽培：果樹又は茶の園地に緑肥を作付する取組

③堆肥の施用：3,600円/10a

- ・主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組

④その他の取組

この他にも「総合防除」や「炭の投入」、「緩効性肥料の利用」などがあります。詳細は農林課までお問合せください。

※支援を受けるには、前年の9月までに要望の申入れが必要となりますので新規の方は令和8年度以降の申請をご検討ください。

お問い合わせ・ご相談は
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。